

農業経営基盤強化の促進に関する 基本構想

令和5年9月

南あわじ市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 南あわじ市は、淡路島の南部、兵庫県の最南部に位置している。南あわじ市の農業は、水稻と野菜（たまねぎ・レタス・はくさい・キャベツ等）を組み合わせた二～三毛作に代表される高い土地利用と、それに伴う地力の低下を防ぐために有機物補給源としての畜産経営を組み合わせた複合農業経営により、生産の向上を図ってきた。また山間部においてはかんきつ類・びわ、ぶどう・オリーブなどの果樹、電照菊をはじめとする花卉類の栽培も盛んである。

現在、農業従事者の高齢化が進む中、南あわじ市内では、担い手による規模の拡大や農業機械を導入し農作業の省力化を図ることで、三毛作体系が維持されている。今後は企業的な経営感覚を持った個別経営体を中心として、意欲的な女性農業者・兼業農家・高齢者等の農業生産分野での役割分担を明確にし、農業生産組織（組織経営体）等の育成強化に努めていく。また、新規就農者及び親元就農者の確保・育成、担い手農家育成対策を行うことで、地域農業の生産活動を積極的に推進する。

加えて、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 南あわじ市の農業構造については、個別完結型農業が主流となっており、近隣市町と比較して専業農家の割合が高くなっているものの、近年、高齢化が進み農業従事者数が減少し、農業の担い手不足が問題となってきた。特に中山間部ではその傾向が顕在化しつつある。

他方、農地の資産的保有傾向が強く、中核兼業農家や規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきた。一方、近年、農業従事者の高齢化が進行し、機械更新時や世代交代等の際、急速に農地の流動化が進んでいる。なかでも、区画形状が良好な農地や水利・農道が整備された農地は流動化がスムーズに進んでいるものの、耕作条件が悪い農地は、一部遊休化している農地も見受けられる。

この遊休化した農地は、近年増加傾向で、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも影響が出る恐れがある。

- 3 南あわじ市は、このような地域農業構造の現状およびその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ、安定的な農業経営体を育成することとする。

また、南あわじ市が今日我が国有数の野菜産地として発展してきた経緯と現状を踏まえ、意欲的に営農に取り組む農業者全てを当産地の担い手と位置づけ、南あわじ市農業

の更なる振興と育成を目指す。

同時に、南あわじ市およびその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得が1農家(*1)当たり 510 万円程度(主たる農業従事者1人当たり 420 万円程度)、年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり 1,800 時間以下の水準を実現できるものとし、これらの経営体が、地域の農業、ひいては本市農業の中核を成す役割となりうる農業構造を確立していくことを基本とする。具体的には、年間 510 万円程度以上の農業所得を目指す経営体の主たる従事者を指すこととし、南あわじ市農業生産のけん引役として位置付ける。

*1 農業所得 510 万円を目指す経営体の主たる従事者を認定し、その経営体は、認定農業者とする。

- 4 新たに農業経営を営もうとする青年等については南あわじ市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営体の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり 1,800 時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は主たる従事者1人当たり概ね 200 万円とする。青年等が青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や各種研修への参加を支援する。

- 5 南あわじ市は将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して農業者・農業関係団体が地域農業の振興を図るために行う役割を明確にして、意欲と能力のある農業者等が農業経営の発展を目的に、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他措置を総合的に実施する。

まず、南あわじ市は、あわじ島農協及び南淡路農業改良普及センターの協力を受け、認定農業者、又は今後認定を受けようとする農業者、新規就農者、生産組織等を対象に経営診断の実施・先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会等を行う。

あわじ島農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、南淡路農業改良普及センター等の関係団体と十分なる相互連携の下で、現状課題をとらえ、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画及び青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように条件整備を行う。さらに、将来の農業経営のあり方等それぞれに特色ある集落営農や個別・企業的農業経営の発展も視野に含め、連携体制を強化し、地域内の営農における農業の将来の在り方と、それを担う経営体を明確にし、将来の地域における農地の耕作者をイメージするため、地域農業経営基盤強化促進計画(以下、「地域計画」という。)及び目標地図の策定および見直しを進める。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、野菜農家の規模拡大として、2.0ha 程度の利用集積を図り、水稻と野菜を組み合わせた三毛作を中心に、その立地条件を生かし、意欲的な農業者に対しては農地中間管理事業等を活用して農地の集積及び集約を推進する。

さらに、地域計画を実現させるため農地賃貸借による経営規模拡大を積極的に推進する上で、省力化・低コスト化に資する農機等の導入や農作業受委託組織の活動を積極的に支援する。

また、ほ場整備された農用地を集積・集約化施策等により認定農業者や意欲ある農家に集中させると同時に、集落営農で農業機械の共同化等による機械導入を図り、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域の営農の実態に応じた生産組織を育成することで、その経営の効率化を図る。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の最適化の推進を図り、担い手への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても、担い手に集中的かつ重点的に実施されるように努めることとし、南あわじ市が主体となって、関係機関・関係団体にも協力を求め、制度の積極的な活用を図るものとする。

近年増加傾向にある遊休農地について、今後遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への集積・集約を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

効率的かつ安定的な農業経営を行う者の育成及びこのような経営体への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域計画の策定及び見直しに向けた地域での話し合いを進め、地域農業の中心となる経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにし、農地中間管理事業等の推進により農地の集積・集約化を進める。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化や大規模な土地利用型農業の担い手の参入を推進し、農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地賃貸借による経営規模拡大を積極的に推進する上で、スマート農機等の導入や農作業受委託組織等による省力化を積極的に推進する。あわせて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あわじ島農業協同組合の関連会社「株式会社アグリア일랜드」や大規模法人等と連携を密にして農地賃貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、あわせて集約的な経営展開を助長するため関係機関と連携の上、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

一方、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、グループ活動に

よる連携強化や近隣市町の女性農業者との交流を図るとともに、各種研修会の実施による啓発や農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的に地域農業への参加・協力を促す。

また、女性農業者同様、農業生産の一翼を担う定年帰農者についても、各種研修会の実施による啓発や情報交換の場を提供することで、生産意欲の向上と産地の維持を図るとともに、積極的に地域農業への参加・協力を促すものとする。

- 6 本市は農業再生協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善の方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を南淡路農業改良普及センターの協力を受けて行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模の指標

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1	WCS+露地野菜 (レタス中心) (主たる従事者) 1名	WCS=80a レタス=250a たまねぎ=50a キャベツ=20a 《経営面積》 250a	＜主な基本装備＞ ・トラクター(28ps)1台 ・管理機(5ps)1台 ・玉葱移植機1台(共同) ・玉葱収穫機1台 ・レタス自動包装機 ・野菜育苗ハウス ・レタス供給ロボット ・マルチャー、倉庫(180㎡)、 田植機1台(共同)、運搬車2台	・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理	・機械化による労働軽減 ・畜産農家との連携によるWCS栽培
2	水稻 +露地野菜 (露地野菜複合型) 主たる従事者 1名	水稻=80a レタス=150a たまねぎ=80a キャベツ=50a はくさい=50a 《経営面積》 200a	＜主な基本装備＞ ・トラクター(28ps)1台 ・コンバイン(2条)1台(共同) ・管理機(5ps)1台 ・玉葱移植機1台(共同) ・玉葱収穫機1台 ・レタス自動包装機 ・野菜育苗ハウス ・マルチャー、倉庫(180㎡)、 田植機、運搬車 ・レタス供給ロボット	・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理 ・水稻ライスセンター利用	・機械化による労働軽減
3	水稻 +露地野菜 (たまねぎ中心型)	水稻=100a たまねぎ早生種=50a たまねぎ中生種=150a たまねぎ晩生種	トラクター(34ps、28)2台 ・コンバイン(2条)1台(共同) ・管理機(5ps)1台 ・畝立て成型機1台 ・玉葱移植機1台 ・玉葱収穫機1台	・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理 ・水稻ライスセンター利用	・鉄コンテナの利用 ・機械化による労働軽減

	主たる従事者 1名	=50a 《経営面積》 250a	・玉葱ピッカー1台 ・ホイローダ1台 ・ブームスプレーヤ1台 倉庫(250㎡)、田植機、運搬車		
4	施設園芸(トマト) (主たる従事者) 1名	園芸施設(トマト) =40a 《経営面積》 20a	〈主な基本装備〉 ・軽量鉄骨ハウス(20a) ・暖房設備 ・かん水設備 ・水耕プラント	・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理 ・水耕プラント利用	・機械化による労働軽減
5	酪農 + 露地野菜 (露地野菜複合型) (主たる従事者) 1名	水稻=70a 飼料作物=30a たまねぎ=70a キャベツ=20a はくさい=10a 搾乳牛=15頭 育成牛=6頭 《経営面積》 100a	〈主な基本装備〉 ・トラクター(28ps)1台 ・コンバイン(2条)1台(共同) ・田植機(共同) ・管理機(5ps)1台 ・玉葱移植機1台(共同) ・玉葱収穫機1台 ・牛舎300㎡ ・堆肥舎100㎡ ・マニアスプレッダー1台 ・バルククーラー1台 ・ハイラインミルクカー一式 ・バンクリーナー1台 ・バキュームカー1台 ・ロータリーモア、ロールペーラー等 各1台	・家畜を主とした複合経営 ・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理 ・水稻ライスセンター利用 ・牛群検定実施による個 体能力向上 ・乳質の改善 ・牛舎改善による乳牛快 適性向上	・機械化による労働軽減 ・ヘルパー制度の活用 ・休日制の導入
6	酪農	搾乳牛=45頭 育成牛=23頭 飼料作物=200a WCS=200a 《経営面積》 200a	〈主な基本装備〉 ・牛舎500㎡ ・堆肥舎300㎡ ・マニアスプレッダー1台 ・バルククーラー1台 ・ハイラインミルクカー一式 ・バンクリーナー1台 ・バキュームカー1台 ・トラクター2台、ロータリーモア、 ロールペーラー等各1台	・耕種農家との耕畜連携 ・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理 ・自給飼料生産推進 ・牛群検定実施による個 体能力向上 ・乳質の改善 ・牛舎改善による乳牛快 適性向上 ・スマート機器等により飼 養管理の向上	・機械化による労働軽減 ・ヘルパー制度の活用 ・休日制の導入

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7	繁殖和牛 + 露地野菜 (露地野菜複合型) (主たる従事者) 1名	水稻=60a 飼料作物=30a たまねぎ=50a キャベツ=20a はくさい=10a レタス=100a 繁殖和牛=20頭 《経営面積》	〈主な基本装備〉 ・牛舎(250㎡) ・堆肥舎(50㎡) ・トラクター、管理機 ・ロータリーモア、 ロールペーラー(共同) ・ペールラッパ、 デッターレーキ(共同) ・レタス自動包装機 ・コンバイン、玉葱移植機(共	・青色申告の実施 ・OA 機器による経営管 理 ・稲ワラ収集推進 ・育種価を活用した牛群 改良 ・子牛早期離乳の実施 水稻ライスセンター利用	・機械化による労働軽減 ・ヘルパー制度の活用 ・休日制の導入

		100a	同) ・玉葱収穫機		
8	花卉 (電照菊) (主たる従事者) 1名	電照菊＝85a 《経営面積》 35a	＜主な基本装備＞ ・軽量鉄骨ハウス(1,500 m ²) ・ハイハウス(2,000 m ²) ・選花機1台 ・冷蔵庫(5 m ³) ・管理機(7ps) ・暖房機一式	・青色申告の実施 ・OA 機器による経営管理 ・省力的品種の導入	・機械化による労働軽減
9	施設園芸 (花壇苗) (主たる従事者) 1名	花壇苗 施設(60a) 露地(10a) 《経営面積》 30a	＜主な基本装備＞ ・軽量鉄骨ハウス(2,000 m ²) ・播種機 ・ホッピングマシン1台 ・運搬トラック(1t) ・育苗ハウス(100 m ²)	・青色申告の実施 ・OA 機器による経営管理	
10	露地果樹 (主たる従事者) 1人	みかん＝150a びわ＝20a 《経営面積》 170a	＜主な基本装備＞ ・動力噴霧機 ・単軸条運搬施設 ・重量別果実選別機 ・運搬車 ・電気牧柵	・青色申告の実施 ・OA 機器による経営管理	
11	露地果樹 ＋ 露地野菜 (主たる従事者) 1名	水稻＝60a たまねぎ＝100a みかん＝100a 《経営面積》 200a	＜主な基本装備＞ ・動力噴霧器 ・運搬車 コンバイン、玉葱移植機(共同) ・玉葱収穫機	・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理	・機械化による労働軽減

(注)「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型毎の農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1名、補助従事者2名程度としている。

〔組織経営体〕

(農業経営の指標の例)

12	水稻 ＋ 野菜 (主たる従事者) 3名	水稻＝120a たまねぎ＝500a キャベツ＝80a はくさい＝80a 《経営面積》 540a	＜主な基本装備＞ ・トラクター(34ps・28ps)2台 ・田植機(4条)1台 ・コンバイン(2条)1台 ・管理機(5ps)1台 ・玉葱移植機1台 ・玉葱収穫機1台 ・玉葱ピッカー 1台 ・畝立て成型機 1台 ・野菜育苗ハウス	・青色申告の実施 ・OA機器による経営管理 ・完全雇用性による安定就業保証	・機械化による労働軽減 ・鉄コンテナの利用 ・機械化による労働軽減 ・給料制の導入
----	-------------------------------------	--	--	---	--

			・フォークリフト(1.5t)1台 ・ブームスプレーヤ1台 ・運搬車4台 ・野菜定植機1台 ・倉庫		
--	--	--	--	--	--

(注)

- 1 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば農事組合法人、有限会社の外、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に南あわじ市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南あわじ市における主要な営農類型については、第2の経営指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

南あわじ市の特産品であるたまねぎやレタスを始めとした露地野菜を安定的に生産し、南あわじ市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営者を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、ひょうご就農支援センター、南淡路農業改良普及センター、あわじ島農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締

結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて南あわじ市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、女性農業者、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し、活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修・交流会の実施等の支援を行う。

2 南あわじ市が主体的に行う取組

南あわじ市は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて南淡路農業改良普及センターやあわじ島農業協同組合など関係機関と連携体制を構築する。新たな就農希望者を受入れたい地域に対して、地域農業の概要や就農までのプロセス、指導農家の紹介などを記載した地域主導型就農・定着応援プランの作成を促し、様々なツールを活用して地域の受入体制について情報発信を行うとともに就農希望者に対しては、空き家情報の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、これら一貫した就農サポートについては南あわじ市、南淡路農業改良普及センター、あわじ島農業協同組合等で組織する南あわじ市就農支援連絡協議会で行う。具体的には毎月開催の就農支援等の情報を共有する会議及び就農相談会の開催、就農希望者の研修先である指導農家の指導スキルアップのための研修会の開催や就農先の受入体制の整備、独立就農後の営農指導など一貫したサポートを行いつつ、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行う。

更に女性の指導的農家の育成を図るため、南あわじ市版農業女子プロジェクトを活用し、女性農業者グループ活動を支援することで新たな女性就農希望者の受け皿となり得る女性農業者を掘り起こし、就農時及び就農後のフォローアップ体制を構築する。

加えて、新規就農者等が地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

南あわじ市は新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、認定農業者へ移行させるため、引き続き農業経営改善計画の策定を誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

南あわじ市は兵庫県、南あわじ市農業委員会、あわじ島農業協同組合等の関係機関と

連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① （公社）ひょうご農林機構、南あわじ市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

南あわじ市は南あわじ市就農支援連絡協議会と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びひょうご就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者を確保するため、あわじ島農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の継承を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、親元において農業経営を開始しようとする者が将来、円滑に継承できるよう、ひょうご就農支援センター、ひょうご農林機構、南あわじ市農業委員会等の関係機関と連携して必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア:65% なお、面的集積については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕

面積のシェアの目標である。

- 2 「面的集積についての目標」は定量的な表現、定性的な表現のどちらでも構わない。
- 3 目標年次はおおむね 10 年先とする。

市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、県、南あわじ市、南あわじ市農業委員会、(公社) ひょうご農林機構等関係機関が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圖の状況を解消し、担い手への農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め、新規就農の促進等を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

南あわじ市、南あわじ市農業委員会、(公社) ひょうご農林機構、あわじ島農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化、または田主エリア内での集積を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。一方、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業又は減農薬・減化学肥料による農業の団体化を図るエリア等の設定を促進するとともに、必要に応じて放牧利用や省力栽培による保全等の取組みを進める。

第5 農業経営強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4の3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場については地域の農業者と関係機関が地域農業の将来についてより良い議論を展開するため、地域における方向性や議論する材料が整った地域から本市に対して協議の場の開催依頼をすることとし、開催に当たっては本市HPを活用し、周知を図る。

参加者については、地域の農業者、南あわじ市、農業委員、農地利用最適化推進委員、あわじ島農業協同組合、(公社) ひょうご農林機構洲本農地管理事務所、兵庫県、その他の関係者とし、協議の場において、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため

に必要な事項などを協議し、農用地の集積・集約に当たっては出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を南あわじ市役所の農政を所管する課に設置し、相談等の対応に当たる。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を、一方、人・農地プランの作成が出来ていない地域については、集落単位を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。また、農業上の利用を鑑み、複数集落や小学校区単位で設定することも可能とする。

更に様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は地域計画の策定に当たって、兵庫県・農業委員会・(公社) ひょうご農林機構・あわじ島農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われるよう推進する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、従前の例によるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1）農用地利用改善事業の実施の促進

南あわじ市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる集落等の区域（2～3集落）とする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ② 農用地利用改善事業の実施区域
- ③ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、運用通達別記 様式第 6 号の認定申請書を南あわじ市に提出して、農用地利用規程について南あわじ市の認定を受けることができる。

イ 南あわじ市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

- ① 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
- ② 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- ③ (4) のアの④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- ④ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること
- ⑤ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること

ウ 南あわじ市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南あわじ市の掲示板への提示により公告する。

エ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用

権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、（４）のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ① 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- ② 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 南あわじ市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）のアの設定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）のアの認定をする。

- ① イの②に掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること
- ② 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること
- ③ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること

エ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善事業の勧奨等

ア （５）のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が

行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 南あわじ市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 南あわじ市は、（５）のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、南あわじ市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

あわじ島農業協同組合は、農作業の受託または委託を行おうとする者からの申し出があった場合は、「株式会社アグリア일랜드」にあっせんするとともに、水稻・野菜育苗センターによる苗の供給並びに玉葱機械移植苗の播種作業委託、ライスセンターによる粳の乾燥調製出荷作業委託、水稻の防除において無人ヘリ防除委託業者のあっせん等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

第６ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

南あわじ市は、みどりの食料システム戦略に基づき、環境面に配慮した健全な農業経営を目的として家畜ふん尿や野菜残さ処理に取組み、環境と堆きゅう肥等、有効活用を

図るとともに減農薬、減化学肥料に繋がる取組みを推進する。

また、この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 24 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 5 年 9 月 20 日から施行する。
- 5 この基本構想は、社会情勢の変化及び国が野菜・畜産等の対策を明確にした適切な時期に見直しを行う。